

平成24年9月定例会 原案可決・全会一致

議案第8号

「原子力事故による子ども・被災者支援法」に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成24年9月19日

提出者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 小島 寛子

「原子力事故による子ども・被災者支援法」に関する意見書

子どもや妊婦が原発事故が原因とされる病気にかかった場合の医療費減免や、特に子どもの生涯にわたる健康診断を国の責務と定めたことを中核とする「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」、すなわち「原子力事故による子ども・被災者支援法」が本年6月21日に衆議院本会議で可決・成立した。

同法第8条では、「国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。）で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。」と定めている。

その上で、国においては、郡山市の子どもたちの更なる被ばくを防ぎ、心身の健全な発達のため下記の事項について、実現されるよう強く要望する。

記

- 1 小中学生を対象とした「全天候型屋内運動場」を建設すること。
- 2 当該施設には、「屋内プール」も併設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月19日

郡山市議会